

## 京都市人権文化推進会議運営要綱

(構成)

第1条 京都市人権文化推進会議規則（以下「規則」という。）第2条第2号に定める

市長が指名する担当局長は、行財政局財政担当局長とする。

- 2 規則第2条第7号に定める本市関係職員は、会計管理者、都市経営戦略監、企画監、危機管理監、産業・文化融合戦略監、文化芸術政策監、まちづくり政策監、国際政策監、デジタル化戦略監、観光政策監、木の文化・森林政策監、監察監とする。

(幹事会)

第2条 規則第5条第3項に定める、議長が指名する幹事は、別表に掲げる者とする。

- 2 別表に掲げる者が欠けたときは、あらかじめその者の上司が指名する者を幹事会の構成員とすることができる。

- 3 前項の規定により、幹事会の構成員を指名したときは、議長に速やかに連絡しなければならない。

- 4 議長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者を幹事会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

- 5 幹事会に会長を置く。

- 6 会長は、幹事会の構成員のうちから、議長が指名する。

- 7 会長は、幹事会の事務を総理する。

(人権文化推進作業部会)

第3条 会長は、幹事会で行う連絡、調整及び検討等を円滑に行わせるため、人権文化推進作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、会長が別途定める。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を作業部会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、京都市人権文化推進会議の運営に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- (1) 総合企画局市長公室長
- (2) 総合企画局国際都市共創推進室長
- (3) 行財政局総務部長
- (4) 文化市民局文化市民部長
- (5) 文化市民局共生社会推進室長
- (6) 産業観光局産業企画室長
- (7) 保健福祉局福祉のまちづくり推進室長
- (8) 保健福祉局障害保健福祉推進室長
- (9) 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室長
- (10) 保健福祉局医療衛生推進室長
- (11) 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部長
- (12) 会長が指名する区役所及び支所の地域力推進室長
- (13) 消防局消防学校長

- (14) 交通局企画総務部長
- (15) 上下水道局総務部長
- (16) 教育委員会事務局指導部担当部長
- (17) 教育委員会事務局生涯学習部長
- (18) その他会長が指名する本市関係職員